

岐阜県公報

第二千三百九十号
平成二十四年十月二十三日

(火曜日)

目次

告示

土壤汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定

(環境管理課) 七〇一

有害興行の指定

(同) 七〇二

保安林に指定する予定である旨の通知

(男女参画青少年課) 七〇二

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治山課) 七〇二

公示

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

(高齢福祉課) 七〇四

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

(同) 七〇五

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

(同) 七〇五

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

(同) 七〇五

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

(同) 七〇六

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

(同) 七〇六

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 七〇六

土地改良区の定款の変更認可

(西濃農林事務所) 七〇八

告示

岐阜県告示第四百八十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 要措置区域

大垣市藤江町五丁目七〇番一、七二番、七三番一の一部及び七三番二の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置

地下水の水質の測定を行うこと。

岐阜県告示第四百八十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 形質変更時要届出区域
大垣市藤江町五丁目七三番一の一部及び七三番二の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

岐阜県告示第四百八十三号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 級	配給会社名	等 級
映 画	ねっとり秘書 吸われる快感	角 川	オ ー ビ ー	映 画 店
	私の奴隷になりなさい ダイナクターズ・カット	新 東 宝	オ ー ビ ー	映 画 画
	痴女の盗み撮り 奥まで覗く	新 東 宝	オ ー ビ ー	映 画 画
	下半身クワリニック しぼり出す	新 東 宝	オ ー ビ ー	映 画 画
	女将のくびれ腰 濡れてまさぐ	新 東 宝	オ ー ビ ー	映 画 画
	乱文日記 暴淫くわえ責め	オ ー ビ ー	オ ー ビ ー	映 画 画
	若妻生け捕り折檻	オ ー ビ ー	オ ー ビ ー	映 画 画
	畏服令嬢 いたぶり淫夢	オ ー ビ ー	オ ー ビ ー	映 画 画
	ナマ出しの人妻 敏感壺	新 日 本	オ ー ビ ー	映 画 画
	理想の出産 (原題) A HAPPY EVENT	ア ー ス・ス タ ー エ ン タ ー テ ィ ン グ	オ ー ビ ー	映 画 画
	秘密のオナジエクト (原題) SECRETS, OBJECTS	ア ー ス・ス タ ー エ ン タ ー テ ィ ン グ	オ ー ビ ー	映 画 画

- 2 指定年月日
平成24年10月23日
- 3 指定理由
著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字下万場二二八〇〇一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下万場二二八〇〇一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市落合字横挽一三五八の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町黒川字前平五〇六四の一、五〇六四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前平五〇六四の一・五〇六四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村神土字岩平七六一、七六二、字香掛場向九一一、字大蔵雑一二三九の一、一二四〇、字捨雑一二六六、一二六七の一、一二六七の二、字下屋二六三四の一、字下屋洞二六二四、二六二五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字沓掛場向九一
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飛騨市河合町稲越字葛牧洞一三三七の四八
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指月日定
株式会社 エ ーケン	iみさおヘル パーステーシ ョン	岐阜県岐阜市数田南二丁目 四二〇操健康クリニック 東館四F	訪問介護	平成 二四・九・一
合同会社げん きサポーター	GENKIN EXT 大垣 大井	岐阜県大垣市大井一丁目三 九番地	通所介護	平成 二四・九・一
合同会社大地	訪問介護ステ ーション 大 地	岐阜県大垣市南類町三丁目 六七番地	訪問介護	平成 二四・九・一
医療法人新生 会	八幡テイクア センターなご み	岐阜県郡上市八幡町桜町三 二七番地一	通所リハ ビリテー ション	平成 二四・九・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 城山会	ヘルパーステーションこころ	岐阜県揖斐郡池田町草深九一八	訪問介護	平成 二四・八・三
株式会社友悠	株式会社友悠	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内二丁目七一番地	福祉用具 貸与	平成 二四・九・三〇
株式会社友悠	株式会社友悠	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内二丁目七一番地	特定福祉 用具販売	平成 二四・九・三〇
めぐみの農業 協同組合	J Aめぐみの デイサービス センターあん しん郡上	岐阜県郡上市八幡町小野四丁目六一八	通所介護	平成 二四・九・三〇
社会福祉法人 池田町社会福 祉協議会	デイサービス センターめぐ もりの里	岐阜県揖斐郡池田町本郷一六二八二	通所介護	平成 二四・九・三〇

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定

により次のとおり公示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社かが やき	居宅介護支援 事業所 ケア プラン東野	岐阜県恵那市東野一〇〇番地二	居宅介護 支援	平成 二四・九・一
株式会社ユタ カメディカシ ステムズ	ゆたかケアプ ランセンター 楽田	岐阜県大垣市林町一〇丁目 一三三九番地	居宅介護 支援	平成 二四・九・一
岐阜県柔道整 復師協同組合	岐阜県柔道整 復師協同組合 宮田居宅介 護支援事業所	岐阜県加茂郡富加町羽生一 五二四番地一	居宅介護 支援	平成 二四・九・一

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
めぐみの農業 協同組合	J Aめぐみの 介護サービス 郡上営業所	岐阜県郡上市八幡町小野四丁目六一八	居宅介護 支援	平成 二四・九・三〇

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社 エ ーケン	いみさおヘル パーステーシ ョン	岐阜県岐阜市藪田南一丁目 四二〇操健康クリニック 東館四F	介護予防 訪問介護	平成 二四・九・一
合同会社げん きサポーター	GENKIN EXT 大垣 大井	岐阜県大垣市大井一丁目三 九番地	介護予防 通所介護	平成 二四・九・一
合同会社大地	訪問介護ステ ーション 大 地	岐阜県大垣市南類町三丁目 六七番地	介護予防 訪問介護	平成 二四・九・一
医療法人新生 会	八幡デイケア センターなご み	岐阜県郡上市八幡町桜町三 二七番地一	介護予防 通所リハ ビリテー ション	平成 二四・九・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
株式会社友悠	株式会社友悠	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内 二丁目七一番地	介護予防 福祉用具 貸与	平成 二四・九・三〇
株式会社友悠	株式会社友悠	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内 二丁目七一番地	介護予防 特定福祉 用具販売	平成 二四・九・三〇
めぐみの農業 協同組合	J Aめぐみの デイサービス センターあん しん郡上	岐阜県郡上市八幡町小野四 丁目六一八	介護予防 通所介護	平成 二四・九・三〇
社会福祉法人 池田町社会福 祉協議会	デイサービス センターぬく もりの里	岐阜県揖斐郡池田町本郷一 六二八二	介護予防 通所介護	平成 二四・九・三〇

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
恵那市
- 二 調査を行った地域

岐阜県恵那市山岡町大字原の一部(原⁽⁴⁾)

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市(山岡町大字原の一部)の地籍図

岐阜県恵那市(山岡町大字原の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年十月二十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市付知町の一部(5区)・(6区)

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市(付知町の一部)の地籍図

岐阜県中津川市(付知町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年十月二十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市付知町の一部(6区)・(7区)

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市(付知町の一部)の地籍図

岐阜県中津川市(付知町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年十月二十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市大湫町の一部(大湫4)

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市(大湫町の一部)の地籍図

岐阜県瑞浪市(大湫町の一部)の地籍簿

五 認 証 年 月 日

平成二十四年十月二十三日

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
高 須 輪 中 土 地 改 良 区	平 成 二 四 ・ 一 〇 ・ 一 〇

平成二十四年十月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社